

指定管理者による公の施設の 管理運営等に係る評価結果報告書

令和 5 年 1 月

敦賀市指定管理者評価委員会

目 次

1	令和4年度評価対象施設	1
2	評価の実施方法	2
3	評価結果	6
(1)	期末評価	6
①	敦賀市駅前立体駐車場	6
(2)	中間評価	8
①	敦賀市立やまびこ園	8
②	敦賀市黒河農村ふれあい会館	10
③	敦賀赤レンガ倉庫	12
④	敦賀市きらめきスタジアム	14
資料1	敦賀市指定管理者評価委員会委員名簿	17
資料2	敦賀市指定管理者評価委員会の開催経過	17
資料3	敦賀市指定管理者評価委員会設置条例	18
資料4	指定管理者制度導入施設一覧 令和4年4月1日現在	19

1 令和4年度評価対象施設

敦賀市では、令和4年4月1日現在、16施設において指定管理者制度を導入している。評価委員会による評価は、このすべての指定管理者制度導入施設を対象とし、指定期間5年（標準）の施設であれば、指定期間の2年目（1年目の管理運営業務等の評価）を中間評価、4年目（3年目の管理運営業務等の評価）を期末評価として評価を実施することとしている。なお、指定期間が4年以下の施設にあつては、中間・期末を兼ねて1回の評価で実施することとする。

以上を踏まえ、今年度は下記の5施設を評価委員会評価の対象として評価を実施した。

<令和4年度評価対象施設>

施設名	指定管理者	指定期間	評価種別
敦賀市駅前立体駐車場	タイムズ24株式会社・ タイムズサービス株式会社 グループ	令和元年6月29日 ～令和6年3月31日	期末評価
敦賀市立やまびこ園	社会福祉法人敦賀市社会 福祉事業団	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	中間評価
敦賀市黒河農村ふれあい会館	敦賀市黒河農村ふれあい 会館管理運営委員会	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	中間評価
敦賀赤レンガ倉庫	株式会社丹青社	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	中間評価
敦賀市きらめきスタジアム	敦賀市ソフトボール協会	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	中間評価

2 評価の実施方法

敦賀市指定管理者評価委員会による指定管理者の評価は、「施設の管理運営状況の評価」「指定管理者の財務状況の確認」により実施した。

(1) 施設の管理運営状況の評価

評価委員会は、指定管理者の自己評価、市（施設所管課）の評価等について市から報告を受け、管理運営の状況や評価の内容について実地調査や指定管理者・施設所管課へのヒアリング等の実施により確認し、評価を行った。

① 評価項目について

◆ 評価項目（大項目）の設定

評価項目の大項目は、「業務の履行状況の確認」「サービスの質の確認」「サービス提供の継続性と安定性」の3つとした。

◆ 評価項目（小項目）の設定

大項目ごとに、具体的な評価項目として、小項目とその確認内容を設定した。

今年度評価における評価項目（小項目）については、大項目ごとに下記のとおりとした。

ア. 業務の履行状況の確認

評価項目(小項目)	確認内容
開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか。
職員配置	適切な人員配置がされたか。
職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか。
使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか。
利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか。
保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか。
清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか。
修繕業務	修繕業務は適切に行われたか。
事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか。
利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か。
利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか。
施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか。
利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成, 訓練等)が確立されているか。
個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か。
情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か。
備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか。

イ. サービスの質の確認

評価項目(小項目)	確認内容
利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか。
接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か。
施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか。
利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか。 パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか。
施設運營業務	実施された事業内容は適切に行われているか。
事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか。 (例) 開催状況、利用者の満足度 等
自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか。
目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか。

ウ. サービス提供の継続性と安定性

評価項目(小項目)	確認内容
経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか。
事業収支	事業収支は妥当か。
人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か。
外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か。

② 評価基準について

◆ 評価項目(小項目)に係る評価基準

評価項目(小項目)に係る評価基準については、「指定管理者の自己評価」「施設所管課の評価」「指定管理者評価委員会の評価」の各評価において、下記の規準により評価を行った。

ア. 評価項目(小項目)に係る評価基準

評価	判定基準
A	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準の運営がなされ、適正であると認められる。
C	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。
D	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

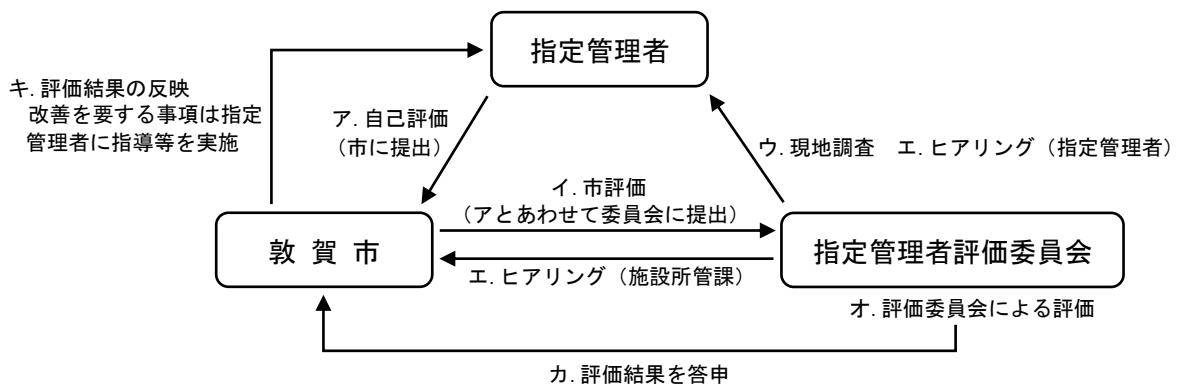
◆ 評価項目（大項目）及び総合評価に係る評価基準

指定管理者評価委員会については、評価項目（小項目）の評価を行った上で、それに基づき評価項目（大項目）及び当該施設に係る総合評価を下記の規準により評価を行った。

イ. 評価項目（大項目）及び総合評価に係る評価基準

評価	判定基準
小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合	
A	評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。
B	評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。
C	評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。
D	評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。

③ 評価の枠組み及び業務フロー



ア. 指定管理者による自己評価→評価結果を市（施設所管課）へ提出 [指定管理者]

イ. 市（施設所管課）による評価→アを付して評価結果を評価委員会へ提出 [市（施設所管課）]

ウ. 対象施設の現地調査 [評価委員会]

エ. 指定管理者、施設所管課へのヒアリング [評価委員会]

※今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地調査実施後にメールにて実施した。

オ. 評価委員会による評価（項目別評価、総合評価） [評価委員会]

カ. 評価結果を市へ答申 [評価委員会]

キ. 指定管理者と評価結果を共有し、改善を要する事項は指定管理者に指導等を実施 [市（施設所管課）及び指定管理者]

(2) 指定管理者の財務状況の確認

指定期間中に指定管理者の経営状況が悪化し、指定管理業務の継続に影響を与えないよう、指定管理者の経営母体について、指定管理者評価委員会で財務状況の確認を行っている。

なお、財務状況の確認については、あくまでも指定管理者の業務継続性の指標とするための確認行為であり、確認の結果、経営母体の財務状況の悪化等が認められた場合であっても、これにより経営母体の経営に対する指導、指示等を行うものではない。

<財務状況の確認方法>

- ・財務状況の確認は、主に指定管理者の経営母体の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）を、指標等を用いて確認することにより実施した。
- ・提出書類は、指定管理者の構成団体全社分の財務諸表等（直近3事業年度）とした。なお、指定管理者が共同事業体である場合は、構成するすべての団体等の財務諸表等の提出を、また、指定管理者である団体等が、その親会社又は子会社と連結決算を行っている場合は、連結財務諸表等についても提出を求めることとしている。

令和4年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市駅前立体駐車場	施設所在地	敦賀市鉄輪町1丁目101番地
指定管理者名	タイムズ24株式会社・ タイムズサービス株式会社グループ	施設所管課	都市整備部 都市政策課
指定期間	令和元年6月29日～令和6年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	市民の利便性の向上及び道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に資するため		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場運営に関する業務 ・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・施設等の管理に関する経理業務 ・総合的な管理に関する業務 ・施設等の利用に係る相談等に関する業務 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	・今後、利用状況が伸びる要素が多々あり、満車となるが増えるのではないかと。その際の利用方法については検討しておく必要がある。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	・今後、駅前周辺施設との連携に期待したい。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		B	
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか		A	・多岐にわたるマニュアルが整備されており、必要以上の運営対策がなされている。
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か		B	
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか		B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか			B	・今後、駅前周辺施設との連携等、利用者ニーズの取得に期待したい。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か			B	
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか			B	
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか			B	
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか			B	
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等			B	
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか			A	・新幹線開業に向けてさらなる自主事業の実施を期待する。 ・敦賀駅を起点とした道路交通の円滑化という目的にも合致しており、今後も需要は高いと見込まれる。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか			B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評	・多岐にわたるマニュアルが整備されており、運営状況も良好である。 ・今後、駅前周辺施設との連携等、利用者ニーズの取得に期待すると同時に、満車状態が続く場合の対策も必要であると考える。		

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	・財務状況は健全であり、収支のバランスも良好である。
-------------------------	---	------------------------------	----------------------------

令和4年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市立やまびこ園	施設所在地	敦賀市長谷47号21番
指定管理者名	社会福祉法人敦賀市社会福祉事業団	施設所管課	福祉保健部 地域福祉課
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	敦賀市における社会福祉の増進に寄与するとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持し、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた生活を地域社会において営むことができるよう支援する		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用に関する業務 ・生活介護・施設入所・短期入所・日中一時の受付、案内業務、施設等の維持管理及び経理に関する業務 ・その他の必要な業務 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		C	・窓ガラスやサッシ等に汚れがあり、中庭の草刈りが不十分。 ・施設の老朽化はやむを得ないが、整理整頓・清潔清掃を求む。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		C	・優先順位を決め、さらなる修繕に期待する。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		C	・施設の特性上、コロナによる影響は大変大きなものであったと考える。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		B	
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか		B	
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か		B	
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか		C	・今一度、備品の実査を行い、備品台帳の整備や管理方法の徹底を行うべき。
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか		A	・努力が確認できる。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か		B	・努力が確認できる。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか		B	
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか		B	
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか		B	
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等		B	
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか		B	
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか		B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか		B	・少人数で効率よく事務を行い、また整然と適正に事務処理がされていた。
2	事業収支	事業収支は妥当か		B	
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か		B	
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か		B	
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評	・施設特性上、コロナによる影響は大変大きなものであったと考える。 ・効率よく事務が行われている一方、備品管理や一部清掃において不十分である部分が見受けられたため、さらなる整理整頓・清潔清掃を求む。		

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	・財務状況は健全であり、収支のバランスも良好である。
-------------------------	---	------------------------------	----------------------------

令和4年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市黒河農村ふれあい会館	施設所在地	敦賀市山43号42番地
指定管理者名	敦賀市黒河農村ふれあい会館管理運営委員会	施設所管課	産業経済部 農林水産振興課
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	黒河地区農村総合整備事業の一環として、自然とのふれあいや実体験を通じて農林業を理解する都市部住民との交流を図り、市民の健康増進及び連帯感醸成の拠点とすることを目的とする。		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理に関すること ・施設の利用に関すること ・施設の管理運営に関すること 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算出した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		C	・開館時間については、検討が必要。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	・指定管理団体の担当者間で適切な引継ぎができるよう明確な引継書などがあるとさらに良い。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	・利用料金の見直しなど、運営が可能な体系かの検討が必要。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	・指定管理者の自主的な努力が確認できる。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	・指定管理者の自主的な努力が確認できる。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	・一部、修繕が必要な箇所が確認された。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		C	・コロナ禍後の自主事業(ジビエ料理企画等)は積極的に取組を行わなければならない。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	・年間を通して利用者が限定されているので、利用者の幅を広げるような運営が必要である。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	・年間を通して利用者が限定されているので、利用者の幅を広げるような運営が必要である。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		C	
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか		C	・令和3年度においてはマニュアルが作成されていなかったが、評価時には適切にマニュアルが策定されていることを確認した。
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か		B	
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか		B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか			C	・年間を通して利用者が限定されているので、利用者の幅を広げるような運営が必要である。 ・敦賀市民への施設の周知、より工夫を期待する。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か			B	・苦情等は0であり、その点評価できる。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか			B	・施設の規模として、現状維持で問題はないと考えられる。 ・施設の広さ、性質上、必ずしも案内表示が必要とは言い難い。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか			C	・パンフレットの必要性等を含めて検討が必要。 ・パンフレットを使用することが少なければHP等の情報公開手段を考えると良い。
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか			B	
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等			B	
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか			C	・自主事業が実施できていないので、コロナ禍後の自主事業(ジビエ料理企画等)は積極的に取組を行わなければならない。今後に期待したい。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか			B	・今後に期待したい。
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	・使用頻度が低い複合機については、契約の見直しが必要である。
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	・利用料に関して、検討が必要。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			C	・運営可能な利用料、人件費の見極めが必要。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評	・利用料や運営体制について、所管課との協議・検討が必要。 ・ジビエ料理企画等の自主事業を今後積極的に実施していくことを期待したい。		

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	・財務状況は概ね健全であり、収支のバランスも概ね良好である。
-------------------------	---	------------------------------	--------------------------------

令和4年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀赤レンガ倉庫	施設所在地	敦賀市金ヶ崎町4番1号
指定管理者名	株式会社丹青社	施設所管課	観光部 新幹線誘客課
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	歴史的資産を保存し、及び活用することにより、市民及び観光者の交流を推進するとともに、敦賀市の商業及び観光の振興並びに中心市街地の活性化に寄与するため		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用に関する業務 ・施設の受付・案内業務 ・施設等の維持管理に関する業務 ・施設等の管理に関する経理業務 ・総合的な管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の知名度向上に関する業務 ・利用者サービス提供事業に関する業務 ・飲食その他必要なサービスの提供に関する業務 ・その他必要な業務 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		A	・多岐にわたるマニュアルが整備されており、必要以上の運営対策がなされている。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	
7	清掃・維持管理業務	清掃・維持管理業務は適切に行われたか		B	
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	・テナントや近隣と連携したさらなる利用促進に期待したい。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		B	
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか		B	
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か		B	
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか		B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか			A	
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か			B	
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか			B	
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか			B	
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか			B	
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等			B	
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか			B	
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか			B	
				小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。	
No.	評価項目(小項目)	確認内容			評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか			B	
2	事業収支	事業収支は妥当か			B	
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か			B	
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か			B	
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評		<ul style="list-style-type: none"> 必要十分なマニュアルが整備されており、充実した運営体制が確認できた。 近隣施設との連携を充実させ、より一層の利用促進に期待したい。 	

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	・財務状況は健全であり、収支のバランスも良好である。
-------------------------	----------	------------------------------	----------------------------

令和4年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市きらめきスタジアム	施設所在地	敦賀市若泉町9番3号
指定管理者名	敦賀市ソフトボール協会	施設所管課	教育委員会 スポーツ振興課
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	市民の健康増進、スポーツの振興及び文化の向上等を図るため		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用に関すること ・施設の受付及び案内に関すること ・施設の維持管理に関すること ・施設等の管理に関する経理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な管理に関すること ・利用者サービス提供事業に関すること ・施設における事業計画及び実施に関すること ・その他必要な業務 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	・属人化が進んでいる傾向が伺われる。 ・団体構成員の平均年齢が上がっており、後継者問題に一早く取り組むことが望ましい。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	・ダブルアサイメント方式への移行を期待する。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	・夜間の警備体制は要確認。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		A	・指定管理者が変更になった際にも同等レベルの管理ができるような仕組みが必要。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	・指定管理者が変更になった際にも同等レベルの管理ができるような仕組みが必要。 ・数年以上フェンスの修繕が行われていない箇所が存在した。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	・外部環境の改善が見られ始めているため、利用者の増加に向けた取り組みを期待したい。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	・これからの努力に期待したい。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		B	
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか		B	・マニュアルの定期的な更新が必要。
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か		C	・外部委託先の選定根拠や、市との交渉、運営に関する会議の議事録の保管がない。情報公開の要求に応じられる資料が不足している。

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	C	・老朽化した寄附備品は整理・処分が必要。 ・物品が混在して保管されている。 敦賀市と指定管理者との共有連携をより一層強化し、市の備品と指定管理者所有の物品を明確に判別できるように対応が必要。
			小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

② サービスの質の確認		大項目評価	B	大項目評価基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見	
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか	B	・サンプル数の増加を期待したい。 ・ソフトボール以外のニーズの把握が必要。	
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か	B		
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか	B	・避難ルートや使用上の注意などの表示の増設を期待したい。	
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか	B	・避難ルートや使用上の注意などの表示の増設を期待したい。	
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか	B		
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等	B	・大会の誘致など、利用者増加を期待する。	
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか	B		
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか	B	・利用者の増加に向けた取り組みに期待したい。 ・定期的なミーティングについては議事録を残し、構成員同士で内容を共有すべき。	
			小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目評価	B	大項目評価基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見	
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか	B	・各年度の予算管理をもう少しきめ細かく実施すべき。	
2	事業収支	事業収支は妥当か	B	・自主事業収入の増加に期待する。 ・事業計画との乖離が大きく、予算管理が不適切。 ・予算計上方法について課題がある。	
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か	B		
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か	B	・外部委託先の選定、決定のプロセスが不明である。 ・委託料の中の芝管理が2年間で873千円増加と、予算内執行の努力が伺えない。	
			小項目評価基準	A:事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B:事業計画等に基づく経営がなされている。 C:概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D:事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。	

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合評価基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会による総評			・会議やミーティングにおける議事録を残し、内容を共有することが必要。 ・予実管理に改善の余地がある。

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	・財務状況は健全であり、収支のバランスは概ね良好である。
-------------------------	----------	------------------------------	------------------------------

資料 1

令和4年度敦賀市指定管理者評価委員会委員名簿

	氏 名	役 職	選出区分
委 員 長	杉 山 友 城	福井県立大学地域経済研究所准教授	学識経験者
副 委 員 長	田 畑 裕 司	中小企業診断士	学識経験者
委 員	木 野 仁 彦	公認会計士	学識経験者
委 員	竹 長 妙	税 理 士	学識経験者

資料 2

令和4年度敦賀市指定管理者評価委員会の開催経過

会 議	開 催 日	内 容
第1回委員会	令和4年7月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書の交付 ・ 令和4年度評価対象施設の概要説明 ・ 評価の進め方、評価項目や評価基準の設定について審議
第2回委員会 (現地調査)	令和4年8月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象施設の現地調査・ヒアリング ①敦賀市きらめきスタジアム
第3回委員会 (現地調査)	令和4年10月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象施設の現地調査・ヒアリング ②敦賀赤レンガ倉庫 ③敦賀市立やまびこ園
第4回委員会 (現地調査)	令和4年11月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象施設の現地調査・ヒアリング ④敦賀市駅前立体駐車場 ⑤敦賀市黒河農村ふれあい会館
第5回委員会	令和4年12月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象施設の評価結果取りまとめ ・ 評価報告書記載内容の検討 ・ 評価結果の公表方法の検討

資料 3

敦賀市指定管理者評価委員会設置条例（令和 2 年 3 月 23 日条例第 4 号）

（設置目的）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）による公の施設の管理運営の評価を公平かつ適正に実施するため、同法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、敦賀市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、指定管理者が行う公の施設の管理運営及び指定管理者の経理状況の評価に関する事項を所掌する。

2 委員会の審査を行ったときは、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験その他専門知識を有する者

（2）その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

4 委員は、自己、配偶者又は 2 親等内の親族が評価の対象となる指定管理者の役員その他これに類する地位にある場合又は当該指定管理者と直接の利害関係にある場合は、当該指定管理者の評価に係る議事に加わることができない。

（秘密の保持）

第 6 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

資料4

指定管理者制度導入施設一覧（令和4年4月1日現在）

No.	施設名	現指定期間	指定管理者	所管課
1	敦賀市福祉総合センター	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	社会福祉法人敦賀市社会 福祉協議会	地域福祉課
2	敦賀市立やまびこ園	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	社会福祉法人敦賀市社会 福祉事業団	
3	敦賀市立子ども発達支援セ ンター	平成30年4月1日 ～令和5年3月31日	社会福祉法人敬仁会	
4	きらめきみなと館	平成30年4月1日 ～令和5年3月31日	株式会社クリンテック	商工貿易振興課
5	敦賀市公設地方卸売市場	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日	福井県農業協同組合	農林水産振興課
6	敦賀市黒河農村ふれあい 会館	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	敦賀市黒河農村ふれあい 会館管理運営委員会	
7	敦賀市農産物直売所	令和2年4月1日 ～令和7年3月31日	企業組合敦賀マルシェ	
8	敦賀赤レンガ倉庫	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	株式会社丹青社	新幹線誘客課
9 10	敦賀駅交流施設 及び 敦賀駅前広場	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	株式会社エコシステム	都市政策課
11	敦賀市駅前立体駐車場	令和元年6月29日 ～令和6年3月31日	タイムズ24(株)・タイムズ サービス(株)グループ	
12	敦賀市民文化センター	平成31年4月1日 ～令和5年3月31日	株式会社ケイミックス パブリックビジネス	文化振興課
13	敦賀市武道館	平成30年4月1日 ～令和5年3月31日	公益社団法人敦賀市シル バー人材センター	スポーツ振興課
14	敦賀市きらめきスタジアム	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	敦賀市ソフトボール協会	
15 16	敦賀きらめき温泉リラ・ポート 及び 敦賀市グラウンド・ゴルフ場	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	ONE team	観光交流課